

大会・強化練習会等について 共催・後援等の名義使用承認基準

山形県中学校体育連盟（以下「本連盟」という）が、本連盟以外のものを行う大会・強化練習会等の事業について
共催・後援等の名義を承認する場合の基準は次のとおりとする。

- 1 事業の目的及び内容が、学校体育・スポーツの普及・向上に寄与するものであること。
- 2 主催する団体は、公共団体、学校等の教育団体、関係競技団体であること。
- 3 事業規模が、原則として県全般にわたるもので、事業に本連盟傘下の生徒が参加することが見込まれていること。
- 4 事業の日程などが、参加する生徒の学業等に支障がないこと。（原則として休業日に実施すること）
- 5 参加する生徒の健康・安全を保障する手立てがなされていること。
- 6 事業参加に要する経費の負担が過重にならないこと。

※留意事項

- (イ) 参加する生徒については、事前に本人の意志・健康及び学業等を十分配慮するとともに、その保護者及び学校の理解を十分に得るようにすること。
- (ロ) 事業実施1ヵ月前までに、本連盟に申請し、承認を受けること。
特に、新規事業については年度始めに計画を示すこと。
- (ハ) 共催・後援した事業については、事業終了後、すみやかに実施報告すること。
- (ニ) 大会等における表彰は、生徒にふさわしい方法で、金銭や高価な賞品を授与しないこと。